

静岡県立沼津特別支援学校 伊豆田方分校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。また、けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生することもありうる。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）

2 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうと絶対に許されない行為である。しかしどの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要なことであるといえる。

3 いじめ防止のための組織と役割

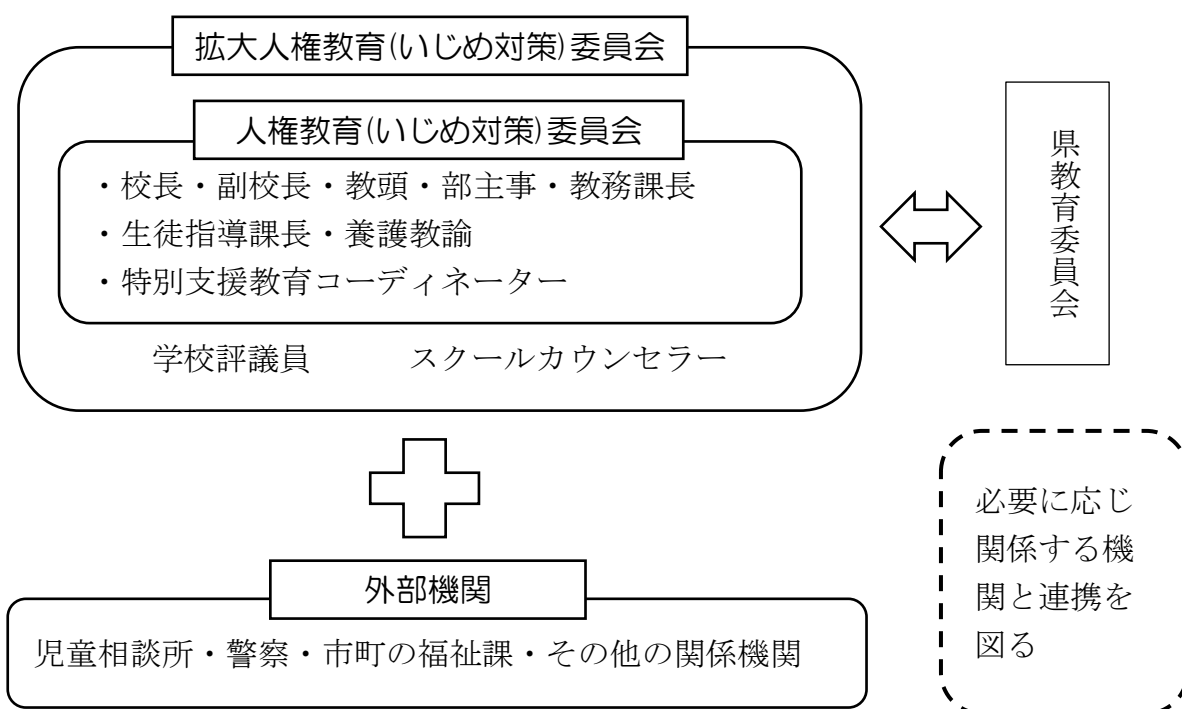
(1) 組織名：静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校 人権教育（いじめ対策）委員会

ア 校内委員

- ・委員長（校長） ・副委員長（副校長・教頭） ・部主事 ・生徒指導課長
- ・特別支援教育コーディネーター ・養護教諭

イ 外部委員

- ・学校評議員から1人選任 ・スクールカウンセラー



(2) 役割

- ア 生徒指導状況の現状把握
- イ いじめに関する情報の収集、記録、共有
- ウ 学校いじめ基本方針に沿った組織的な対応の確認
- エ 学校いじめ基本方針の策定と見直し(PDCA)
- オ いじめ防止等の取組についての検証(学校評価における達成状況の評価)

4 いじめ未然防止のための対策

(1) いじめ未然防止に向けて

いじめはどの子にもおこりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための「未然防止」に取り組むことが大切である。未然防止の基は生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業作り、集団作りを行うこと。

さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、学校風土を作る必要がある。また、教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

(2) いじめ未然防止のための対策

ア 教職員と子どもとの信頼関係作り

- ・子どもの良さを認める姿勢
- ・一人一人を尊重した姿勢や態度(比較しない教育)
- ・子どもの生活に目を配り、良いあらわれや良い行動を認め、褒める
- ・悩みや不安を抱える子どもの心に寄り添い安心感と信頼感を築いていく

イ 自分を見つめる機会の工夫

- ・人権や自分の生き方について考える機会を設ける
(HR活動、道徳の時間、総合的な探求/学習の時間、進路学習、職業等)
- ・同じ目的を持つ集団内で主体的に活動する機会を設ける
(作業学習、集団宿泊学習、保健体育、生徒会活動、部活動、行事等)
- ・学校外の様々な集団に所属する機会を設ける
(共同授業、交流授業、地域作業、職場実習、地域交流等)

ウ 学校、家庭、地域、関係機関の連携

- ・教職員の連携(生徒指導情報の共有等)
- ・啓発活動(学年便り、ホームページ等)
- ・家庭との協力体制(家庭調査、家庭訪問等)
- ・情報の共有(P T A、民生委員、児童委員、出身中学との情報交換等)

エ 配慮を要する生徒への支援

- ・日常的に特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。
- ・気になる生徒について、心理専門員(スクールカウンセラー)を活用し、専門的な見地からの意見を求める。

5 いじめ未然防止に向けての年間計画

(1) 方法

- ・日常的なきめの細かい観察と定期的な実態把握（面談、アンケート）
- ・気付いた情報の確実な共有（生徒指導記録簿への記入）
- ・気になる情報へ速やかな対応

(2) 年間の主な取り組み

4月	<ul style="list-style-type: none">・入学時、年度開始時にいじめ防止基本方針を保護者に説明・いじめ問題への取組への各学年における指導方針決定・SNS利用安全教室・心理専門員カウンセリング
5月	<ul style="list-style-type: none">・生徒・保護者面談（2・3年生）・心理専門員カウンセリング
6月	<ul style="list-style-type: none">・教職員生徒指導意識調査（生徒指導部）
7月	<ul style="list-style-type: none">・生徒・保護者アンケート（1・2・3年生）①・情報交換研修・生徒・保護者面談（1・2・3年生）・心理専門員カウンセリング
8月	
9月	<ul style="list-style-type: none">・夏季休業中における生徒情報の把握・心理専門員カウンセリング
10月	<ul style="list-style-type: none">・心理専門員カウンセリング・人権研修（教職員）・生徒・保護者面談（1・2・3年生）
11月	<ul style="list-style-type: none">・心理専門員カウンセリング
12月	<ul style="list-style-type: none">・生徒・保護者アンケート（1・2・3年生）②の実施・生徒・保護者面談（1・2年生）②③・人権学習授業（1・2・3年生）
1月	<ul style="list-style-type: none">・冬季休業中における生徒情報の把握・心理専門員カウンセリング
2月	<ul style="list-style-type: none">・心理専門員カウンセリング・生徒・保護者面談（3年生）
3月	<ul style="list-style-type: none">・生徒・保護者面談（1・2年生）・生徒指導記録簿の確認・人権学習授業

6 いじめ認知後の措置

(1) 人権教育（いじめ対策）委員会の招集

- ・問題対応のためのケース会議を開催する

(2) 多方面からの情報収集による全体像の把握

- ・関係者や周囲からの聞き取りによる全体像の把握
- ・いじめの全体像を把握し、対応方針や指導計画等を決定し、全教職員に周知する

- (3) 解決に向けた支援と指導
 - ・いじめられ生徒への支援、指導
 - ・周囲の生徒への指導
 - ・保護者への対応
 - 保護者へ事実を伝え、指導方針と具体策を提示し再発防止への協力を要請
 - 解決するまで学校が主となって取り組み、解決後も定期的に学校の様子を報告
 - ・関係機関等との連携
 - 生徒に関わりのある関係機関(医療、福祉、警察、児童相談所等)と連携、一体となつての取組
 - 県教育委員会への報告と連携
- (4) 経過観察と再発防止
 - ・保護者と連携しながら継続的に経過観察を行い、必要に応じて追加支援を行う
 - ・学校全体のいじめの再発防止・未然防止に向けた支援体制を見直し、再構築する

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、これを「重大事態」として教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等について、対応を相談する必要がある。
- (2) 重大事態発生時の基本的な対応
 - ・管理職へ正確な情報を迅速・正確に伝える。
 - ・学校設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者または学校の組織において、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ・躊躇なく関係機関へ支援を求める（CRT派遣要請等も念頭に置く）
 - ・生徒、保護者へ正確な情報を迅速・正確に伝え、二次被害を防止する
 - ※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ適切に対処する
- (3) 校内の組織体制と役割分担
 - 管理職・・・校内の統制と指揮、学外への緊急支援要請、報道機関への対応危機対応経過の整理、教職員の健康チェック、県教委との連携
 - 部主事・教務担当・・・管理職補助、授業変更等の措置、保護者・地域との連携
 - 学年・学級担当・・・個々の生徒への対応、保護者への連絡、教室でのケア
 - 生徒指導担当・・・全校生徒への対応、現場での実践的対応、警察等関係機関との連携
 - その他分掌・・・教職員間の連携と補助、臨機応変な対応
- (4) 説明責任とマスコミ対応・危機管理
 - ・マスコミ対応については、個人情報保護への配慮のうえ正確で一貫した情報提供を行い、窓口は副校長とする。また、自殺についての連鎖（後追い）の可能性のあることを踏まえ、報道のあり方には特別の注意を払う。
 - ・保護者への対応については、保護者会を開催し、趣旨説明、情報提供、対応策の提示等を行う。